

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 20 年 2 月 26 日

担当部・課：社会開発部ガバナンス T

1. 案件名

裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ 2）

Project for the Improvement of Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2)

2. 協力概要

(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

2005 年 11 月からカンボジアの法曹養成機関である「王立裁判官・検察官養成校（The Royal School for Judges and Prosecutors, 以下 RSJP と略す）において、これまで日本が起草・立法を支援してきた民法・民事訴訟法を中心に、民事分野の教育改善の支援を行ってきた。

フェーズ 2 においては、RSJP が自立的に教育実施できるようになることを目標に、①学校運営（カリキュラム策定、教官確保）に関するノウハウの蓄積、②教材作成に関するノウハウの蓄積、③継続教育の実施を柱にプロジェクトを実施する。なお、4 年間のプロジェクトを通じ、RSJP の自立に向けた端緒を開くことを想定している。

(2) 協力期間：2008 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日(4 年間)

(3) 協力総額（日本側）：約 2.8 億円

(4) 協力相手先機関：王立裁判官・検察官養成校（RSJP）

(5) 国内協力機関：最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、等

学識経験者及び実務者によるアドバイザー・グループをおき、現地専門家を支援する体制を敷く。

(6) 裨益対象者及び規模、等：

直接裨益者：RAJP 学院長、RSJP 校長ほか学校関係者、教官ならびに教官候補生

間接裨益者：研修生（第 3 期生～第 7 期生、約 275 名）、現職裁判官（約 200 人）

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

カンボジアにおいては、基本法を含めた法体系が整備されていないという問題に加え、1970 年台から 1990 年代前半までの内戦と社会的混乱の影響から、法曹界の人材が絶対的に不足している。この問題に対し、カンボジア政府は、法制度整備及び法・司法改革を国家の最重要課題の一つとして掲げ、「法・司法制度改革戦略」（*Legal and Judicial Reform Strategy*）を策定し、法・司法制度改革については、「司法官職高等評議会」を設立し、2002 年 2 月発令のロイヤル・デクレイにより、閣僚評議会の管轄下に RSJP を設置することを決定し、裁判官・検察官の養成及び教育は、同校において行うこととした。

フェーズ 1 では、「RSJP が、裁判官・検察官養成のために必要な民法・民事訴訟法（草案）に関する教育を実施する」ことをプロジェクト目標として、2005 年 11 月～2008 年 3 月の期間で協力を実施した。その結果、民事教育に関するカリキュラムが策定・改訂されたほか、教材が整備され、

新たに7名の教官候補生が養成された。しかしながら、RSJPには校長以外の専任教官がおらず、「法制度整備プロジェクト（フェーズ1、2）」によって育成されたコアメンバーが非常勤講師を務めている状況にある。このため、教育実施のノウハウ蓄積の上でも課題がある。

(2) 相手国政府国家政策上の位置付け

カンボジア政府が2004年6月に発表した「四辺形戦略」ではグッド・ガバナンスが戦略の中心に据えられ、法・司法改革はグッド・ガバナンス確立のための最優先課題の一つに位置づけられている。また、カンボジアの「法制度司法制度改革短期・中期行動計画」（2005年4月）では、「裁判官・検察官の養成」は「民法・民事訴訟法草案の国会提出」「弁護士養成」等と並んで短期目標として位置づけられている。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け（プログラムにおける位置付け）

我が国の新ODA大綱では、開発途上国の自助努力支援の一環として、良い統治に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国が発展するための基礎となる人づくり、法制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方としている。

外務省の「カンボジア国別援助計画」（2002年）ではカンボジア政府が取り組むグッド・ガバナンスの強化を支援する方針が定められている。また、本プロジェクトは、JICA 国別事業実施計画において重点課題「グッド・ガバナンスの推進」のもと、「司法改革支援計画」プログラムに位置づけられている。

4. 協力の枠組み

〔主な項目〕

(1) 協力の目標（アウトカム）

① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

【プロジェクト目標】

- ・RSJPにおいて民法・民事訴訟法に則った裁判官・検察官に対する事裁判実務に関する教育（以下、「民事教育」という）を自立的に実施できるようになる。

【指標】

- ・民事教育に関する授業実施状況（カンボジア人教官の授業の数、カリキュラム等の作成過程におけるカンボジア人の関わり方がフェーズ1よりも大きくなる）
- ・教官（専任及び非常勤）の数が増加する。
- ・カリキュラムの策定状況
- ・RSJP内部で教材作成ができる体制が整備・維持される。

② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

【上位目標】

- ・カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。

【指標】

- ・民法・民事訴訟法適用以降の民事裁判例のうち、民法・民事訴訟法に基づいて行われた民事裁判事例の質

(2) 成果（アウトプット）と活動

【成果0】

ベースラインデータを設定し、共有する。

活動：

- 0-1 日本人専門家が上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査する。
- 0-2 ベースラインにつき RSJP 関係者他と広く共有する。

【成果1】

組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが RSJP に蓄積される。

指標：

- 1-1 定例ミーティングの開催数及び検討内容の変遷
- 1-2 教官ミーティングの開催数及び検討内容の変遷
- 1-3 RAJP において教官もしくは RSJP においてアシスタント教官を勤める教官候補生の数

活動：

- 1-1 RSJP マネジメント層と日本人専門家により民事教育に関する定例ミーティングを開催する。（学校運営の方針に関するミーティング）（必要に応じて若手職員を入れる）
- 1-2 教官の条件及び必要な教官数を検討する。
- 1-3 教官確保の計画（いつまでに何人、どこから、どのように）を策定する。
- 1-4 1-3 をもとに、人員確保のため関係機関との協議・調整を行い、必要な予算申請書を作成する。
- 1-5 1-3 をもとに、教官候補生の養成計画（いつまでに何人、どのように）を策定する。
- 1-6 1-5 をもとに、教官候補生を選出する。
- 1-7 教官候補生を養成する。（授業のアシスタント、書記官・執行官養成校での授業の実施等を含む）
- 1-8 学院長/校長を主体とした教官ミーティングを開催し、カリキュラム及び教材作成指針について検討し起案する。
- 1-9 1-8 のカリキュラムをもとに RSJP が教官を確保する。
- 1-10 カリキュラムに基づき、民事教育（新規教育）を実施する。
- 1-11 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。

【成果2】

教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。

指標：

- 2-1 教官及び教官候補生が作成・改訂した教材数
- 2-2 教官及び教官候補生が作成した教材の内容（RSJP で活用するに相応しい内容か否か）

2-3教官、教官候補生が教材作成において果たした役割及びその変遷

活動：

- 2-1教官及び教官候補生が、民事教育に関する教材を作成する。
- 2-2必要に応じて、関係機関から教材作成メンバーを招へいする。
- 2-3教官及び教官候補生が、必要に応じて、上記教材を改訂する。
- 2-4上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。

【成果3】

民事に関する継続教育が行われる。

指標：

3-1継続教育の実施回数と継続教育における参加者の理解度

活動：

- 3-1継続教育が、司法省との協議を行いつつ、RSJPにより計画・立案される。
- 3-2策定したカリキュラムに基づき、継続教育を実施する。
- 3-3上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。

(3) 投入（インプット）

① 日本側（総額 約 2.8 億円）

長期専門家派遣：法曹養成アドバイザー、業務調整

短期専門家派遣：法曹養成アドバイザー3名×0.5ヶ月×2回/年×4年間

研修員受入：年間14人程度×0.5ヶ月×4年間

供与機材：必要に応じて検討

現地活動費：WG活動経費、現地セミナー開催費用等

国内支援体制：有識者によるアドバイザリー・グループ

② カンボジア側（総額不詳）

カウンターパート配置：プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネージャー、マネジメントを担当するRAJP事務局長、教官、教官候補生

カウンターパート人件費

施設の提供：RSJP内の長期専門家用オフィス、セミナー/WS開催のための会議室・教室、その他関連施設・機材

ローカルコスト：カンボジア職員の給与、供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用、施設・資機材維持管理費用

(4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

プロジェクト目標を達成する上で満たされるべき外部条件

- ① 財務省に提出された予算書が承認される。
- ② クメール・ルーージュ裁判、商事裁判所により RSJPの人員体制が影響を受けない。
- ③ 司法官職高等評議会により人員配置の配慮がなされる。

④ 裁判所に対する人員提供要請が受け入れられる。

上位目標を達成する上で満たされるべき外部条件

① 裁判所に RSJP 卒業生が配置される。

② 弁護士、国民が民法・民事訴訟法を理解する。

③ 司法省が必要な書式や附属法令を適切に準備する。

5. 評価 5 項目による評価結果

(1) 妥当性

本プロジェクトは、カンボジアの国家開発戦略である「四辺形戦略」(2004年7月)、ターゲット・グループである司法省の開発ニーズに合致している。また、外務省の対カンボジア国別援助計画、JICAの対カンボジア国別援助実施計画にも合致しており、日本のODA政策、計画、戦略とも一貫性を有している。

また、本プロジェクトは、民事教育の自立的な実施というターゲット・グループであるRSJPのニーズを満たすと考えられ、日本がこれまでに行ってきた民法・民事訴訟法の起草・立法化支援の経験や本プロジェクトのフェーズ1での成果は、民事教育の実践に向けた同校のキャパシティを構築する上で大きな財産となっている。

なお、民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が従来実施してきた経緯を踏まえ、両法に関係する人材を養成できるようになるまで引き続き日本が協力するのは、従来の協力の成果を高める上でも必要なことであるといえる。

(2) 有効性

RSJPが自立的に民事教育を実施できるようになるというプロジェクト目標は、実現が期待される。民事教育の運営に関する知識やノウハウを組織として蓄積することの重要性がカンボジア側により認識されており、オーナーシップが高められることが期待できる。また、組織として蓄積するためのメカニズムがプロジェクトに組み込まれており、プロジェクト目標を実現するための方策が採られている。

但し、本プロジェクトがプロジェクト目標を達成するためには、満たされる必要のある外部条件が多いことには留意が必要である。これらの外部条件は、RAJP/RSJPの所掌範囲を超えており、調整・対応が困難な条件が多いが、RAJP/RSJPの可能な範囲で施策を採ることが必要である。

(3) 効率性

本プロジェクトの効率性は、今後向上することが期待される。フェーズ1において養成したカンボジアの人材の活用やフェーズ1から引き続き日本国内の支援体制、また、支援体制とカンボジア側の橋渡しの役を担う長期専門家の役割は、フェーズ1同様プロジェクトの効率性を高めるものと考えられる。さらに、本プロジェクトは法制度整備プロジェクト(フェーズ3)や弁護士会司法支援プロジェクトと緊密に協力することで、3つのプロジェクトそれぞれの投入や成果が共有され、またお互いのプロジェクトに活用できると考えられる。

(4) インパクト

本プロジェクトは、上位目標を達成することが期待できるが、調整が困難な外部条件があることは留意が必要である。また、上位目標以外にも正のインパクトを生み出すと考えられる。具体的には、①本プロジェクトは、法制度整備プロジェクト（フェーズ3）と同じ方向性の上位目標を掲げており、同時並行的にプロジェクトを実施することで、上位目標の実現に貢献することが期待されること、②RSJPの卒業生は、各裁判所において民法及び民事訴訟法に関する情報源となり、また絶対的に人材が不足している法曹界の貴重なリソース（大学の教官になる等）になることが期待される。

（5） 自立発展性

本プロジェクトの自立発展性を改善するためには、財務面・組織面等、依然として多くの課題がある。しかしながら、以下の状況を勘案すると4年後のプロジェクト終了時には、自立発展性が向上し始めることが期待できる。具体的には、組織としての知識やノウハウを蓄積することで、長期的には組織面での自立発展性を向上できるよう、定期的なミーティングの開催やそのミーティングへの参加者層の幅を広げる等、戦略的に計画・策定されている点である。また、RSJP側も、自立発展的な形で学校運営を行っていくことの重要性を認識し、かつ強調していることも、今後自立発展性が向上し始めることが期待できる一つの要因として挙げられる。

同校を運営する上で必要な予算が承認されるかどうかは、同校により決められるものではないため、学校運営に必要な計画の策定や教官確保の計画を立てる等、予算獲得に向けた努力が必要である。また、人員配置に関する最終的な権限が裁判官・検察官養成校側にはないため、民事教育を実施するために必要な人員の維持には、引き続き関係機関（司法官職高等評議会や関係する裁判所等）への積極的な要請や調整が必要である。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮
特になし。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

- ・カンボジアで実施中の「法制度整備支援プロジェクト（フェーズ3）」及び「弁護士会司法支援プロジェクト」とも密接に連絡し、教材や情報の共有を行うことが引き続き重要である。
- ・法曹養成を目的とした協力を過去にベトナムにて実施しており（ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ3））、教材作成・カリキュラム策定の面で参考にすることが可能である。

8. 今後の評価計画

中間評価調査：2010年2月頃を目処に中間評価を行い、プロジェクトの進捗確認を行う。

終了評価調査：2011年10月を目処にプロジェクト終了評価を行う。